

## 市税条例（国民健康保険税）の一部改正について

平成12年2月21日

市 民 部

## 1 改正の趣旨

介護保険法が平成12年4月1日から施行されることから、国保加入者のうち40歳以上65歳未満の被保険者（第2号被保険者）の介護納付金分保険料は国保税として徴収することとされたことに伴い、介護納付金課税額の課税限度額、税率及び減額する金額を規定するほか関係条文の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

現 行	改 正 案
<p>第139条（保険税の課税額）</p> <p>保険税の課税額は、所得割、資産割、均等割、平等割の合算額とし、その上限額を53万円とする。</p>	<p>1 保険税の課税額は「基礎課税額」と「介護納付金課税額」とし、その合算額の上限を53万円とする。</p> <p>2 基礎課税額は、所得割、資産割、均等割、平等割の合算額とする。</p> <p>3 介護納付金課税額は、所得割、資産割、均等割、平等割の合算額とする。</p>
<p>第142条（保険税の税率）</p> <p>(1)所得割 100分の9.3</p> <p>(2)資産割 100分の4.2</p> <p>(3)被保険者均等割 被保険者1人について 2万1,500円</p> <p>(4)世帯別平等割 1世帯について 2万4,100円</p>	<p>1 基礎課税額の税率は、次のとおりとする。 （現行税率）</p> <p>2 介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)所得割 100分の1</p> <p>(2)資産割 100分の6.5</p> <p>(3)被保険者均等割 被保険者1人について 3,600円</p> <p>(4)世帯別平等割 1世帯について 3,400円</p>

現 行	改 正 案
<p>第147条（保険税の減額）</p> <p>保険税の減額について、均等割、平等割の6割または4割の減額規定。</p> <p>(1) 6割の減額</p> <p>(2) 4割の減額</p>	<p>基礎課税額について、現行の6割、4割の減額規定に加え、介護納付金課税額の6割、4割の減額について、ウ、エを規定。</p> <p>(1) 6割の減額</p> <p>ウ 均等割額 2,160円</p> <p>エ 平等割額 2,040円</p> <p>(2) 4割の減額</p> <p>ウ 均等割額 1,440円</p> <p>エ 平等割額 1,360円</p>

### 3 専決処分による改正

平成12年3月末に改正が見込まれる地方税法の改正後、次について専決処分により改正を行う。

#### (1) 第139条（保険税の課税額）

課税限度額について、基礎課税額の上限額を53万円、介護納付金課税額の上限額を7万円に規定。

#### (2) 第147条（保険税の減額）

介護納付金課税額の減額について、減額して得た額の上限額を7万円に規定。

### 4 施行期日

平成12年4月1日